



旭川市報道依頼

各報道機関 様

令和4年3月31日

発信課	保健所
担当者	矢野
連絡先	電話 0166-21-3171
	FAX 0166-21-3180
	E-mail t_covid19@city.asahikawa.hokkaido.jp

分類	その他
日程	4月1日(金)
発表項目 (行事名)	感染症対策官の就任について
概要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	<p>令和4年4月1日付けで、保健所に感染症対策官が就任しますのでお知らせいたします。 これに伴い、取材対応を行いますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>1 感染症対策官について 別添資料のとおり</p> <p>2 市長と感染症対策官の懇談(非公開) 日時:令和4年4月1日(金) 13時~ 場所:秘書課第1応接室</p> <p>3 取材対応 日時:懇談終了後(13時5分頃を予定) 場所:秘書課第1応接室</p>
添付資料	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無
報道(取材)に当たってのお願い	13時からの市長と感染症対策官の懇談については非公開となります。報道機関の皆様につきましては、秘書課第1応接室待合でお待ち願います。
備考	

旭川市保健所 感染症対策官

平岡 康子 履歴

令和 4 年 4 月 1 日現在

- 昭和 34 年 北海道深川市生まれ（62 歳）
- 昭和 56 年 旭川赤十字看護専門学校卒業
- 昭和 59 年 日本赤十字武蔵野女子短期大学専攻科修了（助産師資格取得）
- 平成 11 年 北海道情報大学経営学科卒業
- 平成 14 年 旭川医科大学大学院医学研究科修士課程（看護学）修了
- 平成 17 年 北海道医療大学認定看護師研修センター感染管理分野修了
- 平成 18 年 日本看護協会感染管理認定看護師に認定
- 平成 28 年 認定看護管理者教育課程サードレベル修了
- 平成 28 年 日本看護協会認定看護管理者に認定
- 平成 29 年 旭川赤十字病院看護部長就任
- 平成 30 年 旭川赤十字病院副院長兼看護部長就任
- 令和 4 年 旭川赤十字病院退職

旭川市保健所 感染症対策官について

令和4年4月1日：保健所新型コロナウイルス感染症対策担当

1 現状と課題

市保健所においては、所内に新型コロナウイルス感染症対策担当を臨時的に設置し、同感染症の発生対応やワクチン接種業務を行っている。

その中でも、同感染症の発生対応においては、感染症の専門家がない中で、市保健所の保健師がそれを担い、クラスター対応や感染対策・管理への指導を行っているが、感染拡大期においては業務がひっ迫し、直接的かつ予防的な指導・助言などを行うことが難しく、マニュアルの配布・提供による対応にとどまっている。

さらには、医療機関や高齢者施設等での感染者探知時やクラスター発生時の初動体制についても、現状として専門家不在の穴を埋めるため、国や北海道のスキームや「新型コロナウイルス感染症アドバイザー派遣制度」を活用して対処しているが、同感染症の長期化やこれまでにない感染拡大期を迎えた際には、クラスター等への対処が非常に難しい状況にある。

2 採用目的

本市においては、一昨年の相次ぐメガクラスターを経験したことから、クラスターへの対応強化をこれまで図ってきたところであるが、一方で北・北海道の医療拠点であること、また高齢者・障害者施設などの福祉施設も多いことから、クラスターへのリスクが非常に高い自治体であり、これらの機関や施設において感染が拡大することにより、生命へのリスクが増加することとなるため、発生時の初動体制や感染管理はもとより、日頃からの感染対策が重要となる。

このことから、感染管理認定看護師(ICN)有資格者である平岡氏を市保健所の「感染症対策官」として、市の会計年度任用職員として雇用(1年毎に更新)し、医療機関や施設などでの陽性者探知時やクラスター発生時に、初動体制・経過観察の指揮を担うとともに、感染縮小期においては医療機関や施設などにおいて、施設や建物に応じた感染対策の直接的な指導を行うことにより、「感染症に強い施設づくり」ひいては「感染症に強いまちづくり」に資する。

さらには、平常時においては、感染対策の専門家の立場から、市保健所や他部局の保健師のスキル向上などの育成にも当たることにより、保健所機能の強化とノウハウの伝授が図られる。

3 業務内容

- (1) 新型コロナウイルス感染症のクラスター対応指揮
- (2) 新型コロナウイルス感染症の施設等での陽性者探知時の対応指揮
- (3) 保健所保健師等のOJT
- (4) 病院、施設、学校等の感染対策指導
- (5) 市有施設の感染対策指導

4 その他

市保健所における調査においては、現在、道内の他の保健所(道立保健所及び保健所設置市)においてICNの有資格者の雇用はなく、本市独自の取組となっている。